

[事案 2020-136] 配当金支払請求

・令和3年1月15日 裁定終了

<事案の概要>

満期配当金等の受取額が、契約時に説明を受けた額より少ないことを不服として、募集人と口頭で約束したとおりの額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年11月に契約した利益配当付養老保険について、加入時に、満期時の支払金額は2,000万円以上になるという口頭での約束があったことから、2,000万円と実際に受けとった満期時受取金額との差額以上の金額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書を持参して提案内容を説明したと思われるが、設計書には、記載の積立配当金額・満期配当金額については今後変動する可能性があり、将来の支払額を約束するものではない旨の注意文言が明記されている。したがって、本契約の満期時に2,000万円以上の支払いを約束するものではなく、提案時に示した配当金額が将来必ず支払われるものではないと理解することは容易である。
- (2)少なくとも年1回、積立配当金額、当年度配当金額および適用利率をお知らせしていることから、申立人は、配当金の状況を知る機会が十分あった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人と募集人の間に、2,000万円以上の満期配当金等を支払う内容の合意が成立したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。